

各部等の長 様

富津市長 高橋 恭市
(公印省略)

令和4年度当初予算編成方針について (通知)

このことについて、下記のとおり通知する。

記

1 財政の現状と基本方針

将来にわたる持続可能な行政経営の実現に向け、令和3年1月に本市経営改革推進の指針とする「富津市中期財政計画【経営改革5か年計画】」(以下、「中期財政計画」という。)を策定した。

中期財政計画では、行政経営の基本的な方向性を示すとともに、健全な財政運営を堅持していくうえでの財政規律と目標値を定め、身の丈に合った行政経営を再認識し、選択と集中による真に必要な行政サービスへの重点化や財源の確保により財政基盤を強化するため、引き続き、経営改革に取り組んでいるところである。

また、近年の異常気象による大規模な台風災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態も多発している状況であることから、社会情勢や時代の変化を的確に捉え、市民ニーズに対応していくことが求められている。

令和4年度の当初予算編成にあたっては、将来にわたる持続可能な行政経営を念頭に、「住みたいまち富津市」、「選ばれるまち富津市」づくりに向けた事業を推進するとともに、これまで以上に部局内外の連携や調整を図り、全職員がこのような状況を認識したうえで、前例にとらわれず柔軟な発想により、創意工夫による予算要求に臨みたい。

2 総括的事項

(1) 予算要求・査定方式

令和3年度当初予算編成では、経営改革プランが令和元年度で終了し、中期財政計画の策定中であったことなどから、経営改革の取り組みを継続させるため、枠配分方式による予算要求としたが、令和4年度当初予算編成では、枠配分方式は実施せず、一件ごとの査定方式とする。

ただし、枠配分の設定は無いが、経常経費については、原則として前年度の予算額以下の要求額とする。

(2) PDCAサイクルの実施（事業シートの活用）

各事業の予算要求にあたっては、令和2年度決算事業シートを基に事業の総点検を行い、点検結果に基づく見直しを反映させること。

特に、「成果指標が目標値を達成していない場合」や「更なる改善が必要となる場合」などについては、その対応方針や改善内容を『事業の自己評価欄』に詳細に記載すること。

(3) 中期収支見込み（令和4年度～令和8年度）の計上事業

計画的に財政運営を行うため、中期収支見込みに計上した事業を予算要求における基本的な事業とする。

今年度作成した中期収支見込みでは、中期財政計画において財政規律指標として設定した令和7年度末の地方債残高は、目標額である180億円以下を大幅に上回る見込みであるため、特に普通建設事業等については、効率的・効果的に実施できるよう、再度、事業内容及び事業費等の精査を行うこと。

なお、原則として、予算の補正又は流用は認めないこととする。

(4) 公約の実現

公約（2期目）に係る事業については、実施方法を十分に検討したうえで、積極的に事業を推進するとともに、進捗状況を適切に管理し、最少の経費で最大の効果が得られるよう施策の制度設計を十分に行い要求すること。

3 歳入に関する事項

(1) 市税

経済及び税制の動向、課税客体の捕捉、情報収集を行うとともに、滞納処分の推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を担保すること。

(2) 地方譲与税及び交付金

配分基準、景気の動向及び地方財政計画の伸び率などを見極め、的確な収入見込額とすること。

(3) 使用料及び手数料

「使用料・手数料の見直し基本方針」に基づき、所要額を要求すること（見直しにあたっては、財政課と十分協議されたい。）。

(4) 国・県支出金

国・県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握するとともに、できる限り一般財源を節減するよう、新たな補助金や交付金制度などの情報収集に努め、再度総点検を実施すること。

(5) 財産収入

遊休地等の売却可能な普通財産は、積極的に売却を行うこと。

(6) 市債

後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の効果はもとより、事業そのものの必要性にまで踏み込み、十分に内容を検討すること。

また、その元利償還金等が交付税の基準財政需要額に算入される起債を選択できるように、必ず財政課と事前に調整すること。

(7) 基金

特定目的基金については、当該基金の目的に則り、有効な活用方法を検討すること。

(8) その他

一般財源となる歳入については、市の全ての事業を実施するうえでの貴重な財源であるため、情報収集に努め、適切に見積もること。

4 歳出に関する事項

(1) 人件費

一般職人件費（時間外勤務手当などの変動分を含む。）については、職員配置見込み等を勘案のうえ、総務課で要求すること。

会計年度任用職員を含むその他の人件費については、総務課発出の通知に基づき、担当課で要求すること。

(2) 物件費

既定の事業に係る経費であっても、先例にとらわれない改善策を検討したうえで、適正な要求をすること。

委託料については、実施方法の再検討を含め、不要となったものがないか、また、業務委託により効率化が図られるものがないかなど、改めて見直すこと。

なお、土地借上料については、「土地借上料算定に係る統一的基準」に則り要求すること。

(3) 維持補修費

公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、個別施設計画の方向性等を踏まえて、適切な所要額を要求すること。

(4) 扶助費

年々増加傾向にあり、中期収支見込みでは1.27%の増加を見込んでいるため、過大な要求とならないよう適切に見積もること。

市単独の扶助費については、その必要性を再検討し、対象者、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分に検討すること。

また、その特定財源については確実に確保すること。

(5) 補助費等（負担金、補助金等）

これまでの慣例にとらわれず、行政として支出すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて、市民目線での見直しを検討すること。

また、その支出の目的、根拠、対象、効果を十分に調査・検証したうえで要求すること。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業等については、財源確保の見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、原則として中期収支見込みに計上した事業以外は認めない。

また、設計にあたっては綿密な現地調査等を行い、補正予算又は予算の流用が無いように留意されたい。

5 その他事項

(1) 債務負担行為

後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の要因となるため、特段の理由がない限り、原則として新規設定は行わない。

また、既に設定した事業についても事業効果を再検討し、見直しが可能な場合は見直しをすること。

(2) 特別会計

本予算編成方針に基づき、十分考慮のうえ要求すること。

また、一般会計から基準外の繰り入れを行わないことはもとより、基準内の繰り入れについても、経費節減や事務事業の合理化・効率化を行うこと。

(3) その他

経常的経費の補正予算又は予算の流用は原則として認めないので、事業費の見積り誤りなどには十分留意されたい。

上記に掲げるほか、詳細については「令和4年度当初予算要求書作成要領」及び「令和4年度当初予算経費別見積基準」を参照すること。

6 予算編成スケジュール

- | | |
|------------|---|
| (1) 要求期限 | 11月1日(月) |
| (2) ヒアリング | 11月上旬 |
| (3) 編成過程公表 | 11月下旬(要求状況)、1月上旬(一次査定状況)、
2月中旬(最終査定状況) |
| (4) 査定 | 1月上旬まで |
| (5) 内示 | 1月中旬 |
| (6) 議会提案 | 2月下旬 |